

研究開発型施設向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

【重点地域の場合】

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備取得額の**10%** 上限額**30億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備取得額の**5%** 上限額**1億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

【重点地域の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を**3年間** 上限額 **7,500万円**

(年間上限額 2,500万円)

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を**1年間** 上限額 **5,000万円**

※建物及び機械設備:

- ・所有型:事業所の用に供するもので、所得税法施行令に定める建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具に分類される資産
- ・賃借型:事業所の用に供する建物、パソコン・サーバー・複写機等の事務機器、事業用設備など

※重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市

※賃借月額 は 4,000円/㎡を限度とする。

対象分野

- 知識創造型産業(ソフトウェアの開発, 半導体の設計等)
- 健康・医療・福祉関連産業(健康や医療などの分野における研究開発等)
- 環境・エネルギー関連産業(環境の保全やエネルギーに関する研究開発等)

※上記の分野のうち、交付金の適用となる主要事業は裏面に掲載しています。

対象者

◇福岡市内に対象分野の事業所を新たに設置する場合

◇重点地域に移転する場合、LSI設計等でももち地区に移転する場合

※もち地区:百道浜1丁目から3丁目の区域のうち商業地域

面積要件

★所有型:延床面積 200㎡超

★賃借型:延床面積 100㎡超

※重点地域に立地する場合には、所有型・賃借型ともに面積要件はありません。

対象となる分野・主な事業

●知識創造型産業(ソフトウェアの開発, 半導体の設計等)

主な事業：システムL S Iの設計, 半導体に関する研究開発, 情報通信・自動車・ロボット等に関するソフトウェアの開発, デジタルコンテンツの制作, ナノテクノロジー関連の研究開発

【アイランドシティで行う下記の事業】

上記の事業に係る技術を有する人材育成を行う事業,
先進的な技術又は機器の展示を行う事業

●健康・医療・福祉関連産業(健康や医療などの分野における研究開発等)

主な事業：医療機器・福祉機器・医薬品・保健機能食品等の研究開発

【アイランドシティで行う下記の事業】

医療機器や医薬品等の製造, 高度専門医療のサービス又はリハビリテーション等の提供, 健康・医療・福祉の各分野の連携による先進的なサービス提供, 上記の事業に係る人材育成, 先進的な技術・機器の展示

●環境・エネルギー関連産業(環境の保全やエネルギーに関する研究開発等)

主な事業：太陽電池, 水素エネルギー等の研究開発, リサイクル関連技術の研究開発, 土壌・水等の浄化に関する研究開発, バイオテクノロジーを活用した研究開発

【アイランドシティで行う下記の事業】

上記の事業に係る技術を有する人材育成を行う事業,
先進的な技術又は機器の展示を行う事業

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには, 事前の事業認定を受ける必要があります。事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので, 必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には, 以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては, 必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあつては1年以内)に操業開始すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局 企業誘致課 TEL 092-711-4849

東京事務所

TEL 03-3261-9712